

駐輪場使用細則【自転車】

パーク上尾団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、団地管理規約第18条の規定により、本団地敷地内の駐輪場を管理するため、駐輪場使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

（使用者等）

第 1 条 駐輪場は組合員及びその同居人並びに組合員より専有部分の貸与を受けた占有者及びその同居人が使用することができる。

2 駐輪場を使用できるものは、自転車とし、自転車には、子供用自転車も含むものとする。なお、自転車の使用台数は原則として1住戸1台とする。

（使用申込及び決定）

第 2 条 駐輪場の使用を希望する者は、管理組合に申し込む。

2 管理組合は、管理組合の定める方法により、駐輪場の使用者を決定する。

（ワッペン）

第 3 条 管理組合が駐輪場の使用者を決定したときは、管理組合は、使用者に対し、駐輪する各自転車ごとにワッペンを交付する。

2 前項のワッペンの交付を受けた者は、駐輪する自転車等の後輪カバー等の見やすい場所にワッペンを貼付しなければならない。

3 ワッペンは当年度分のみとする。

（ワッペン貼付の違反）

第 4 条 管理組合は、駐輪自転車にワッペン貼付がされていない場合は、使用者以外の者の所有物、乗り捨て物、所有権放棄物等として取扱い、適法手続による処分若しくは損害金を請求することができる。

2 管理組合が定めた期間をこえて放置されている場合は、管理組合が定めた場所に撤収する。

（ワッペンの費用）

第 5 条 ワッペンの費用は理事会で定める。

（ワッペンの有効期間）

第 6 条 ワッペンの有効期間は理事会で定める。

（ワッペンの再交付）

第 7 条 ワッペンの再交付については、随時行うものとする。その有効期間は、前条の適用期間とする。

（使用者の義務）

第 8 条 使用者は、駐輪場の使用にあたり、管理組合の指示に従うものとする。

2 管理組合は、本細則の違反者に対して、是正のための勧告をすることができる。

（使用の禁止等）

第 9 条 使用者が、本団地の専有部分の区分所有権又は占有権を失ったときは、駐輪場は使用できないものとする。

2 使用者が、本細則に違反したとき及び前条第2項の勧告に従わないときは、管理組合は何等の通知催告を要しないで、使用を禁止することができる。

る。

3 前2項の場合、使用者は速やかに自転車を駐輪場から搬出する。

4 前項の場合において、使用者が駐輪場から搬出しないときは、管理組合は使用者の負担において適宜の処置をとることができる。これにつき使用者は異議を申し出ないものとする。

(ワッペン貼付車の盗難の届出)

第 1 0 条 使用者は、ワッペン貼付車の盗難があった場合は、管理組合に報告を行うものとする。

(管理責任)

第 1 1 条 管理組合は、盗難、事故、トラブル等についての責任を一切負わないものとする。

附 則

(細則の発効)

第 1 条 本細則は、平成18年5月28日から効力を生じる。

改訂 平成22年5月31日

(細則の改正)

第 2 条 本細則の変更又は廃止は、団地総会の決議を経なければならない。